

Web 会議システムの利用又は書面による総合海洋政策本部参与会議の開催について

令和 2 年 5 月 1 9 日

総合海洋政策本部参与会議座長

総合海洋政策本部参与会議について、Web 会議システムを利用し、又は書面により開催する場合における取り扱いを、総合海洋政策本部参与会議規則（以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、以下のよう
に定める。

（Web 会議システムの利用による開催）

- 1 Web 会議システムの利用による開催とは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムを利用して会議を開催することをいう。
- 2 Web 会議システムの利用による開催に当たっては、参与に対し、あらかじめその日時、利用する Web 会議システムの方式を通知するとともに、事前に接続の確認を行うものとする。
- 3 Web 会議システムの利用による開催に当たっては、参与の過半数の参加を要するものとする。
なお、映像を送受信できない場合であっても、音声と同時に他の参与に伝わり、適時的確な意見表明を参与相互で行うことができる場合は、会議に出席しているものとする。
- 4 Web 会議システムを利用した出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行い、座長の認めない限り、参与以外の者に視聴

させてはならない。

- 5 前3項の規定は、規則第4条に基づき、招致された関係者についても準用する。

(書面による開催)

- 6 書面による開催とは、審議事項を明示した上で関連する資料を全参与に送付し、書面により、その意見を徴し又は賛否を問うものとする。なお、書面により提出された参与の意見及び賛否については、全参与の間で共有されるものとする。
- 7 前項により開催した参与会議については、書面により提出された参与からの意見等の概要を以て、規則第5条第3項の議事概要に充てることとする。